

コメントリスト

炉規則

No.	頁 (通し頁)	コメント・質問内容
1	39 (43)	第108条の6第3項「実施しようとする追加点検が適切かつ十分なものであるかどうかの確認を受けるための申請」について、原子力規制委員会が確認に要する標準的な期間を明確にすることはできないのでしょうか？

審査基準

No.	頁 (通し頁)	コメント・質問内容
1	4 (51)	Ⅰ.2.用語の定義(7)「運転を想定する期間」 「実用炉規則第113条の4第1項第3号に規定する運転開始日から起算して60年を下回らない範囲で当該発電用原子炉の運転が見込まれる期間」とあるが、評価期間は実用炉規則第113条の4第1項第4号に規定されているのではないのでしょうか。
2	5 (52)	Ⅱ.2.(1)④ 初回の特別点検の実施時期の記載について「運転開始日から35年を経過する日以降、運転開始日から40年を経過する日を含む長期施設管理計画の始期まで」となっていますが、「・・運転開始日から40年を経過した日を含む・・」ではないのでしょうか？ (「それ以降の追加点検」も同様。)
3	9 (56)	p9(2)⑧において、「また、耐震安全性評価に当たっては、許可基準規則に適合することが確認された基準地震動及び弾性設計用地震動を用いた評価が行われていること。」という記載がなされている一方、p11(3)a.には、「a.長期施設管理計画の申請の際現に設置されている機器・構造物について、技術基準規則に定める基準に適合していることが確認されたものであること。」という記載がなされています。 また、p11(3)b.には、機器・構造物が最新の技術基準規則に定める基準に適合することについて、設工認の認可又は届出がなされていることが要求されています。 よって、地震動の変更がある場合は、設置許可における耐震設計方針（地震動含む）の許可基準規則への適合性確認、設工認における耐震設計方針（詳細な評価条件含む）に基づく、機器・構造物の技術基準規則への適合性確認がなされ、必要に応じて、適合確認がなされたとおりに機器・構造物が設置されたことを使用前確認で確認された後に、技術評価を実施するとの認識で問題ないのでしょうか。
4	11 (58)	Ⅱ.2(3)① 表2 中性子照射脆化 「加圧熱衝撃により原子炉圧力容器が損傷するおそれのある場合」は不要ではないのでしょうか？「損傷するおそれがあるから加圧熱衝撃評価する」のではなく、「加圧熱衝撃評価した結果として、損傷するおそれがあるか否かが確認できる」と考えています。

記載要領

No.	頁 (通し頁)	コメント・質問内容
1	4 (71)	Ⅱ.2.(1) 「高温・高圧の環境下にある機器」の対象を、95℃を超え、又は最高使用圧力が1900kPaを超える環境にある機器（原子炉格納容器外にあるものに限る）とした「実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド」の解説5は新たに制定される記載要領にも解説として残しておくべきではないのでしょうか？
2	5 (72)	Ⅱ.2.(3)③ 日本原子力学会原子力発電所の高経年化対策実施基準を参考とすることができるが、対象設備抽出に記載されていますが、経年劣化事象抽出のⅡ.2.(3)④に記載すべきではないのでしょうか？
3	9 (76)	Ⅲ.5.② 「長期施設管理」ではなく、「施設管理」ではないのでしょうか？